別表二十二付表二　記載要領

1　この表は、法第82条の19第１項第１号（国内最低課税額）の構成会社等に係る令第155条の62第２項第２号（当期グループ国内最低課税額に係る構成会社等に帰せられる割合）に規定する繰越控除帰属額若しくは令第155条の66第２項第２号（構成会社等に係る過去帰属割合）に規定する再計算繰越控除帰属額又は法第82条の19第１項第２号の共同支配会社等に係る令第155条の71第２項第２号（当期グループ国内最低課税額に係る共同支配会社等に帰せられる割合）に規定する繰越控除帰属額若しくは令第155条の74第２項第２号（共同支配会社等に係る過去帰属割合）に規定する再計算繰越控除帰属額を計算する場合に記載すること。

2　「

⑭又は⑰
我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る⑭又は⑰の合計額

」　⑱　の欄は、令第155条の62第２項第２号に規定する繰越控除帰属額につき同号に規定する財務省令で定める割合により計算する場合には、当該財務省令で定める割合を記載すること。この場合において、当該財務省令で定める割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

3　「

⑭又は⑰
⑴の対象会計年度において所在地国が我が国であつた全ての構成会社等に係る⑭又は⑰の合計額

」　⑳　の欄は、令第155条の66第２項第２号に規定する再計算繰越控除帰属額につき第38条の59第１項（構成会社等に係る再計算繰越控除帰属額）に規定する準ずる割合により計算する場合には、当該割合を記載すること。この場合において、当該割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

4　共同支配会社等に係る次に掲げる欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「その発生した対象会計年度において所在地国が我が国であつた全ての構成会社等に係る⑽の合計額　⑾」の欄　令第155条の71第２項第３号イ⑵に掲げる金額を記載すること。

⑵　「

⑭又は⑰
我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る⑭又は⑰の合計額

」　⑱　の欄　次に定めるところによること。

イ　令第155条の71第２項第２号に規定する占める割合を記載すること。

ロ　令第155条の71第２項第２号に規定する繰越控除帰属額につき同号に規定する財務省令で定める割合により計算する場合には、イの規定にかかわらず、当該財務省令で定める割合を記載すること。この場合において、当該財務省令で定める割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

⑶　「

⑭又は⑰
⑴の対象会計年度において所在地国が我が国であつた全ての構成会社等に係る⑭又は⑰の合計額

」　⑳　の欄　次に定めるところによること。

イ　第38条の63第１項（共同支配会社等に係る再計算繰越控除帰属額）において準用する第38条の59第１項に規定する占める割合を記載すること。

ロ　令第155条の74第２項第２号に規定する再計算繰越控除帰属額につき第38条の63第１項において準用する第38条の59第１項に規定する準ずる割合により計算する場合には、イの規定にかかわらず、当該割合を記載すること。この場合において、当該割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表六㈠の記載要領の改正規定、別表六㈤の二の記載要領の改正規定及び別表十七㈢の六の記載要領の改正規定　令和九年一月一日

二　別表三㈡の二の記載要領の改正規定（「同条第９項」を「同条第10項」に改める部分に限る。）　令和十年一月一日

三　別表六㈣の記載要領第一号⑴の改正規定（「又は」を「、」に、「の」を「又は第42条の12の７第２項若しくは第３項（特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の」に改める部分に限る。）、別表六㈣付表の記載要領第一号⑴の改正規定（「又は」を「、」に、「の」を「又は第42条の12の７第３項（特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の」に改める部分に限る。）、別表六㈦の記載要領第一号に次のように加える改正規定、同第二号の改正規定（「又は」を「、第27条の12の７第６項第１号（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は」に改める部分に限る。）、同第二号の改正規定及び別表六二十七を別表六二十六とし、同表の次に一表を加える改正規定（別表六二十七を別表六二十六とする部分を除く。）並びに附則第五項の規定　経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

四　別表十六㈢の表の改正規定、同表の記載要領第四号の改正規定、同第六号の改正規定及び同第十二号⑵の改正規定並びに附則第六項の規定　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日